

広島市告示（西区）第45号

令和 7年 7月 8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第9号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

連番	整理番号	車両区分	撤去場所		撤去日	車体番号	防犯登録番号等	車種	車体色
1	250703331001	自転車	西_有料駐輪場	横川駅北口B駐輪場	2,500円 (2,273円・税227円)	V221103564		スポーツ	茶
2	250703331002	自転車	西_有料駐輪場	横川駅北口A駐輪場	3,200円 (2,910円・税290円)	ASY160500443	広島う794935	ミニ	白
3	250703331003	自転車	西_有料駐輪場	横川駅南口駐輪場	2,500円 (2,273円・税227円)	STUDF09463	広島う815169	スポーツ	緑
4	250703331004	自転車	西_有料駐輪場	西広島駅南口駐輪場	2,300円 (2,091円・税209円)	K11LK02992	広島い867995	スポーツ	黒